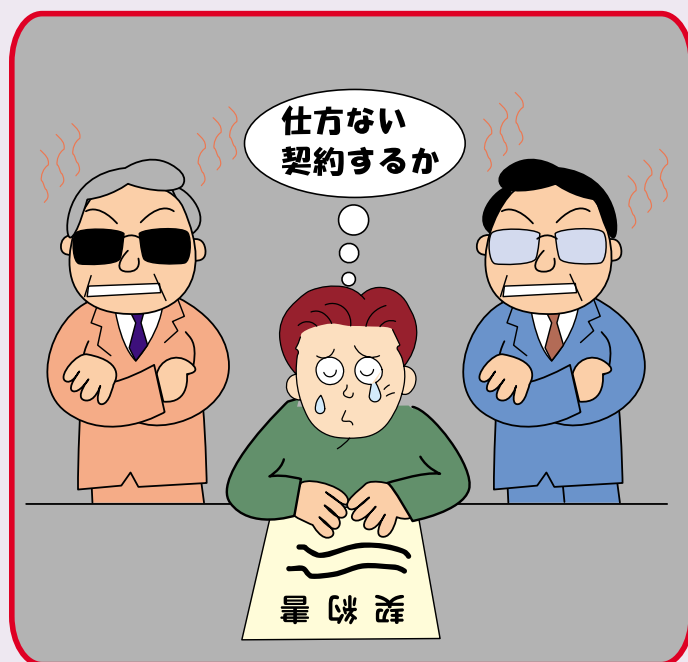


# アポイントメント商法・キャッチセールス

「あなたが当選しました」などと販売目的を隠して、有利な条件を強調して電話などで営業所や喫茶店に呼び出し、しつこく勧誘して商品やサービスを契約させる。

最近では、携帯電話の出会い系サイト等を利用したデート商法の被害も増加しています。

街角で「アンケートに答えて」などと呼び止めて、営業所などに連れて行くキャッチセールスにも注意が必要です。



〈主な商品等〉 アクセサリー、割引サービス会員権、絵画、教養娯楽教材など

## 〈アドバイス〉

- 電話などで呼び出したり、街角でのアンケートは、高額な商品売り付けるのが目的です。
- 最初の段階で、きっぱり断りましょう。
- 契約してしまっても、8日以内であれば、クーリング・オフができます。